



秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

日韓の請求権の処理について

(37. 12/5 理財局)

1. 現在外務省は、日韓請求権の処理について、無償供与/プラス有償援助を韓国に与えることにより、請求権の相互放棄を行う考へてある。韓国側は多大の経済的利益を得るのであるから、一切の請求権を放棄するのは当然として、日本側には各種の問題がある。

2. 現在日本が韓国に対して持つ請求権を法的に分類すれば、ほゞ次の通りと考えられる。

(1) 平和条約の発効による特別取極の対象

- (イ) (b)項対象 ○終戦時の日本国及び日本人の一切の財産及び請求権
- (ロ) (b)項対象外 ○平和条約発効までの拿捕漁船及びこれに伴う請求権  
○韓国に貸与した政府所有船隻

(2) 日本独立後の請求権

- 平和条約発効後の拿捕漁船及びこれに伴う請求権
- 現行韓国 O/A 債権残高 (現行 O/A は、25年度よりであるが、貸付が生じたのは 29年度以降である。)

これらの請求権をいかに処理するか外務省の見解は示されていないが、断片的な意見等よりこれを推測すれば、O/A 債権以外は放棄することを考へているようである。この場合、

- (i) 平和条約発効後の拿捕漁船については補償問題が出る。
- (ii) 平和条約発効の前後により拿捕漁船に対する取扱いを異にするのが難しい。

(また、拿捕漁船の問題の先例として、現に台湾については、中国政府は中国当局が拿捕した漁船に対して、日中平和条約締結当時の取極にもとづき、補償措置を約束している。)

(iii) 特別取極の対象のうち平和条約第4条(b)項以外は、今回の取極により放棄することとなるので、

(a) 補償の問題が生ずる。

(b) 他の特別取極対象地域の日本の請求権の主張に影響する。

(iv) もし平和条約第4条(b)項対象以外の分につき補償を要するとすれば、論理的には他の特別取極対象地域所在財産について、将来放棄した場合に補償を要することとなる。また実質的には平和条約第4条(b)項対象の在韓財産及び第4条(a)項の対象の旧連合国所在財産との不均衡の問題となる。

(v) 相互の請求権の放棄に伴い、これを国内法と処理するため各般の立法措置が必要となる。

3. 無償供与は直接一般会計の負担となるのは当然であるが、有償援助(低利の長期低利のものを)とすれば、海外経済協力基金の利用あるいは政府の直接借款によるほかはなく、いずれにしても一般会計の負担となる。

さらに韓国に多額の長期低利借款を与える場合は、他のアジア諸国とくに賠償協定等が経済協力を規定している賠償国の同種要求を刺激することは必至である。

(参考) サンフランシスコ平和条約 (27年4月発効)

第2条 (a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産が本条に掲げる地域にあるもの並に日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)を履行し、この地域の施政を行う、この当局及びその住民(=法人を含む。)に対するものの処理並に日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこの当局との間の特別取極の主題とする。  
(国民制)語は、この条約で用いるときは、いつでも法人を含む。

(b) 日本国は、本2条及び本3条に掲げる地域に於ける日本国及び日本国民の財産の処理の責を承認する。

第4条 (a) 2 (i) 次(II)の規定を留保して、各連合国は、本条に掲げるものの下への財産、権利及び利益がこの条約の発効の時にその管轄の下にあるものを差し押さ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理人又は代行者

並に

(c) 日本国又は日本国民の所有し、又は支配した団体

(以下略)